

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要

平成27年6月
内閣府地方分権改革推進室

平成27年6月19日成立
平成27年6月26日公布

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23. 4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23. 8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25. 6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26. 5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

改正法律一覧（19法律※）

※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直し等に重複

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等（12法律）

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

【3頁参照】

〔中小企業新事業活動促進法〕

- 特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

- 事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

- 使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

- 指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

- 特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

- 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

- 火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

- 高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等（8法律）

〔精神保健福祉法〕

- 精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

- 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

- 基盤整備計画に係る知事同意協議（一部）の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

- 事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

- 市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し
- 建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

- 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
 - 市町村の意見聴取手続きの創設 など
- 上記のほか、「対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあつては、当該指定市町村）に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲
- 上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み

